

目次



- [画面の説明](#)
- [登録画面の操作説明](#)

設定>不就業/休暇>マスタ種別:時間単位年休では時間単位年休を取得可能にするための事前設定します。

※従業員設定>「1日の所定労働時間」が未設定の場合、時間単位年休を「有効」にしている場合、対象の休暇で「時間単位年休」が取得できない場合があります。

画面の説明



※マスタ種別が選択できない状態の場合、閉じるボタンを押下してください。

登録画面の操作説明



項目	説明
時間単位年休	有効を選択すると時間単位年休が取得できるようになります。
時間単位年休日数	従業員の有休日数の中で[時間単位年休]として取得できる日数を設定できます。 ※2025年6月時点の制度上、時間単位年休として取得できる日数は年間5日以内と制限されています。

⚠ 注意事項

運用開始後時間単位年休の計算に誤りが発生するため「1日の所定労働時間」の変更は実施しないでください。
また、運用開始後の時間単位年休の設定は実施しないでください。

時間単位年休は設定>従業員>マスタ種別:従業員情報で各従業員の[1日の所定労働時間]に設定した時間となるため、利用には事前に[1日の所定労働時間]の設定は必須です。

[従業員情報の設定](#)

時間単位年休は所定労働時間に1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げます。
例) 前提 : 1日の所定労働時間 : 7時間20分
計上される1日の時間単位年休は8時間となる。

時間単位年休の計上

取得した時間単位年休は、年休の残数から差し引きます。

例) 前提 1日の所定労働時間 : 7時間20分 年休の残日数 : 10日
1時間の時間単位年休を取得した場合は 残日数 : 9日/7時間 となる。

取得できる時間単位年休上限

時間単位有休の取得は年間で5日が上限です。

※法改正等により将来的に変更される可能性があります。

例) 前提 1日の所定労働時間 : 7時間20分
時間単位年休の利用可能上限は年間40時間(8時間×5日)となる。

時間単位年休の繰り越し

取得できなかった年次有給休暇の残時間は切り上げを行わず、残時間をそのまま繰り越します。

例) 年度末の年次有給休暇の残日数が3日/5時間 次年度付与日数が20日の場合
次年度スタート時の年次有給休暇の残日数は23日/5時間となる。

時間単位年休利用時の年次有給休暇の利用順について

時間単位の年次有給休暇が残っている場合において年次有給休暇を日単位で取得する際は、日単位の年次有給休暇を使用します。

時間単位の年次有給休暇は、時間単位で取得する場合にのみ使用されます。

例)2024年4月1日付与：年次有給休暇残数 3時間

2025年4月1日付与：年次有給休暇残数 10日

この状態で2025年10月1日に年次有給休暇を1日取得した場合

→ 2025年4月1日に付与された日単位の年次有給休暇（10日）から1日分を使用します。